

富士宮市地域建設業経営強化融資制度に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士宮市（以下「市」という。）が発注する建設工事を請け負う中小・中堅建設業者（原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数1,500人以下の建設業者をいう。以下「受注者」という。）の資金調達の円滑化を推進することを目的として、公共工事に係る工事請負代金債権（以下「工事請負代金債権」という。）の譲渡を活用した融資制度（以下「本制度」という。）を利用する場合における、富士宮市建設工事請負契約約款（以下「工事約款」という。）第5条第1項ただし書に基づく債権譲渡承諾事務取扱及び債権譲渡先の転貸融資と併せて金融機関が当該中小・中堅請負建設業者に対して当該工事に係る融資を行う場合に、保証事業会社が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第19条第1号の規定に基づき金融保証を行う場合における事務取扱に関し必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

第2条 債権譲渡の対象となる工事は、次に掲げる工事を除いたものとする。

- (1) 履行保証を付した工事のうち、市が役務的保証を必要とする工事
- (2) 低入札価格調査を行った工事
- (3) 市が債権譲渡の承諾を不相当と認めた工事

(債権譲渡の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合には、工事約款第31条第2項の検査に合格し、引渡しを受けた出来高部分に相応する工事請負代金から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、当該工事請負契約が解除された場合においては、当該工事約款第49条第1項の出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金額から既に支払をした前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

- 2 変更契約等により請負代金額に増減を生じた場合には、承諾に係る工事請負代金額及び債権譲渡額は変更後の額とする。
- 3 債務負担行為により複数年度にわたる工事である場合は、最終年度の予算に係る工事請負代金債権のみとする。

(債権譲渡先)

第4条 債権譲渡先は、事業協同組合（事業協同組合連合会等を含む。以下同じ。）又は建設業の実務に関して専門的な知見を有すること、本制度に係る中小・中堅元請建設業者への貸付事業を確実に実施することができる財産的基盤及び信用を有すること等の要件を満たす者として、一般財団法人建設業振興基金が被保証者として適当と認める民間事業者であって、中小・中堅元請建設業者への資金供給の円滑化に資する資金の貸付事業を行うものとする。

(債権譲渡を承諾する時点)

第5条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来形が2分の1以上に到達したと認められる日以降に行うものとする。なお、承諾に当たっての当該出来形の確認については、受注者が作成し、債権譲渡先が証明した月別の工事進捗率等を記した工事履行報告書（第1号様式）の受領をもって足りることとする。

2 債務負担行為により契約工期が複数年度に渡る工事においては、最終年度の4月1日以降かつ当該工事全体の出来形が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

(債権譲渡の承諾の申請書類)

第6条 債権譲渡の承諾申請に際しては、受注者と債権譲渡先が共同して次に掲げる書類それぞれ1通を市長に提出するものとする。

- (1) 債権譲渡承諾依頼書（第2号様式）
- (2) 受注者と債権譲渡先の締結済の債権譲渡契約証書（参考様式）の写し
- (3) 工事履行報告書
- (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾が必要とされている場合にあつては、当該譲渡に関する保証人等の承諾書
- (5) 発行日から3か月以内の受注者及び債権譲渡先の印鑑証明書
- (6) 振興基金が発行する債務保証承諾書の写し

2 なお、書類の提出は市に持参するものとし、郵送による提出は認めない。

(債権譲渡の承諾基準)

第7条 債権譲渡は、別紙「債権譲渡承諾チェックリスト」に掲げる全ての事項が確認された場合に承諾するものとする。

(債権譲渡の承諾手続)

第8条 債権譲渡の承諾は、第6条に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、第7条の事項を確認した上で、速やかに債権譲渡の承諾のための手続を行うこと。

2 債権譲渡の承諾を行った場合は、承諾書の確定日付欄に確定日付を、承諾番号欄に年度ごとに始まる一連番号を記載した後、債権譲渡承諾書（第3号様式）を受注者及び債権譲渡先に1通ずつ交付するものとする。

3 前項の規定による交付は、債権譲渡承諾依頼書等の提出を受けた後、7日以内に遅滞なく行うものとする。この場合において、当該交付に係る期限の取扱いについては、富士宮市の休日定める条例（平成2年富士宮市条例第14号）第2条の規定の例によるものとする。

4 債権譲渡の申請及び承諾状況は、債権譲渡整理簿（第4号様式）により管理するものとする。
（債権譲渡の不承諾）

第9条 第6条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書等の提出がない場合又は第7条に基づく必要な確認ができない場合は、債権譲渡の承諾を行わない。

2 前項の場合において、速やかに、受注者及び債権譲渡先に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（第5号様式）を交付するものとする。
（出来形の確認）

第10条 保証事業における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来形確認が必要な場合は、事業協同組合等が当該出来形確認を行うものとする。

2 前項の出来形確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合は、債権譲渡先は、工事出来形査定協力依頼書（第6号様式）を市長に提出するものとする。

3 前項の工事出来形査定協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。
（融資実行の報告書の要求）

第11条 債権譲渡の承諾後において、受注者と事業協同組合等が、金銭消費貸借契約を締結し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書（第7号様式）を市長に提出するものとする。

（請負代金等の請求）

第12条 債権譲渡先は、請負契約に定められた検査等の所定の手続を経て、部分払金及び請負代金（以下「請負代金等」という。）の額が確定した場合に限り、譲り受けた工事請負代金債権の範囲内で、支払を請求することができるものとする。ただし、債権譲渡承諾後は、受注者は請負代金等の請求をすることができない。

2 債権譲渡先が、請負契約に基づき確定した請負代金等の支払を請求するときは、次に掲げる書類それぞれ1通を市長に提出するものとする。

- (1) 請求書（参考様式）
- (2) 債権譲渡承諾書（様式第3号）の写し
（請求書類の確認事項）

第13条 提出された請求書（参考様式）と当該請求書に添付された債権譲渡承諾書の写しにより請求者の請求権及び債権金額等を確認し、所定の手続を経て工事代金を支払うものとする。
（様式類の整備）

第14条 保証事業を実施するに当たって必要な事業協同組合等における取扱い及び契約書その他の様式等で本要領に定めのないもの（金銭消費貸借契約書、支払状況・支払計画書、保証事業会社の受益の意思表示書、債務保証委託書、債務保証協議書、債務保証承諾書等（以下「様式類」という。）は、保証事業の監督官庁や振興基金が定め、又は当該債権譲渡先が当該債権譲渡先の監督官庁、保証事業の監督官庁若しくは振興基金と協議の上、必要な手続を経て定めるものとする。
（不正時の対応）

第15条 保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁、振興基金又は捜査機関等が、受注者又は債権譲渡先が保証事業に関し不正を行ったと認めたときは、市は、当該不正を行った受注者又は債権譲渡先を本要領の債権譲渡承諾の対象から除外するものとする。
2 受注者又は債権譲渡先が提出した書面等が明らかに偽造・改ざん等がなされた不正なものであったときは、市は、保証事業の監督官庁、債権譲渡先の監督官庁及び振興基金にその事実を通報するものとする。
（その他）

第16条 本制度は、健全な受注者が積極的に活用すべきものであることから、債権譲渡を申請したことをもって受注者の経営状況が不安定であるとみなし、又は、入札契約手続等で不利益な扱いをすることのないよう十分留意するものとする。
2 本制度に係る債権譲渡によって、受注者の工事完成引渡債務が一切軽減されるものではない。
3 本制度に係る融資及び「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度について」（平成14年3月18日付け建業第481号）に基づく融資は、そのいずれかを選択して利用できるものとする。
（定めのない事項の処理）

第17条 この事務取扱要領に定めのない事項については、必要に応じて市が定めるものとする。
附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行し、国土交通省建設流通政策審議官通達「地域建設業経営強化融資制度について」（平成20年10月17日付け国総建第197号、国総建整第154号）が効力を失うまでの間に限り効力を有するものとする。